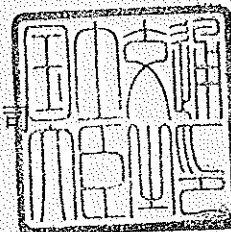


国海総第25号  
平成22年6月14日

交通政策審議会  
会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣  
前原 誠 司



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第103号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
三興海運株式会社	大阪市大正区鶴町一丁目18番19号	1
NYK シップマネジメント ジャパン株式会社	東京都港区三田一丁目4番28号	1
興和海運株式会社	宮城県塩釜市港町二丁目16番28号	1
さおり海運有限公司	大分県大分市大字勢家1175番地の4	1